

裁判員裁判実施予定

- 埼玉県内における裁判員裁判の公判予定です。
- 埼玉県における裁判員裁判は、さいたま地方裁判所(本庁)で全て実施されます。

令和6年2月26日現在

第1回公判開廷日時	審理予定期間	罪名
令和6年2月13日 午前10時00分	6日間 (2月26日判決予定)	殺人
令和6年2月15日 午前10時00分	10日間 (3月14日判決予定)	殺人等
令和6年3月 8日 午前10時00分	5日間 (3月19日判決予定)	覚醒剤取締法違反等

注意)

1. 上記予定は、審理の都合上、変更されることがあります。
2. 裁判の傍聴を希望される方は、裁判所に掲示される開廷表で再確認をお願いします。
また、傍聴席には限りがありますので、傍聴希望者が多い場合は法廷に入れられないことがあります。
3. 性犯罪事犯等については、プライバシー保護のため、掲載していません。